

第74回審議会開催の報告

【第74回土地区画整理審議会】

開催日：令和2年3月4日

出席委員：11名

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区や十余二地区など12箇所では仮換地指定面積約7.9haの仮換地指定を諮問し、承認されました。

第2号議案の公共施設の用に供している宅地の措置については、正連寺地区3箇所（約0.05ha）の換地計画において特別の定めをすることについて諮問するとともに、正連寺地区及び若柴地区の3箇所では約0.02haの換地を定めないことについて諮問し、同意されました。

第3号議案の事業施行地区内の保留地の設定については、4箇所では約0.4haの保留地設定を諮問し、同意されました。

第74回審議会諮問箇所



お問合せ先

土地区画整理事業について、御不明な点がございましたら、お気軽に御相談ください。

※御本人様以外の方が問合せをする場合、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いいたします。

《千葉県 柏区画整理事務所》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211(移転補償等)

換地課 04-7134-1247(換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294(宅地造成、道路整備、調整池工事等)

F A X 04-7134-1299



区画整理だより

第57号

令和2年8月発行

令和2年度の主な事業予定

凡例

- 令和元年度末までに完了・概成箇所
- 令和2年度宅地造成・道路造成等工事着手予定箇所
- 令和3年度以降予定箇所



※ 整備を進めるにあたっては、地権者の皆様の御理解と御協力をよろしくご願ひ申し上げます。
※ 土地利用の状況や関係機関との調整等により、工事箇所が変更される場合もあります。

新所長のごあいさつ

残暑の候、皆様におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

本年4月より、板倉の後任を務めさせていただき所長の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、柏北部中央地区の土地区画整理事業に関し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、多くの皆様が不安を感じられていることと存じます。当事務所では、窓口への飛沫防止ビニールの設置や、職員の日々の検温及びマスク着用など、感染防止対策を講じております。証明書等の交付につきましても、郵送による申請を受け付けておりますので、是非御活用ください。

さて、本地区につきましては、昨年度着工した都市軸道路（十余二船戸線）の国道16号アンダーパスの整備をはじめ、正連寺地区、赤坂台地区及び十余二地区におけるさらなる事業展開を図るなど昨年度同様、整備に努めてまいりたいと考えております。

また、当区画整理事業の令和元年度末の進捗率は、仮換地指定率で約82%、事業費ベースで約69%となっております。

引き続き住み良い街づくりを目指して努めさせていただき所存でございますが、事業を進める上では皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。

このことを切にお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。



柏市立柏の葉小学校増築工事について

柏の葉キャンパス駅周辺を区域とする柏北部中央地区土地区画整理事業の進捗による児童の増加に対応するため、柏の葉小学校の増築工事を計画しています。

工事予定：令和3年1月～令和4年2月（令和4年4月供用開始予定）

建設概要：鉄骨造 地上3階建て



（問合せ先：柏市教育委員会 学校施設課 04-7191-7379）

令和2年度 事務所職員の異動状況のお知らせ

	【転入】	【転出】		【転入】	【転出】
所長	増田 幸政	板倉 照夫	工務課	課長 多賀 敦司	平田 修巳
技術次長	遠藤 弘行	松田 浩二		副主査 伊藤 将巳	萱場 裕太
管理移転課	課長 白熊 健治	榎戸 祐児		技師 八島 昇太郎	荒井 亮太
	主事 泉井 健男	藤谷 聖道		亀崎 祐也	菅原 慎之介
	主事 番匠 空	太田 真澄		岡崎 萌香	有坂 翔
		松村 慶亮		渡会 雄也	柴田 那津美
換地課	副主幹 志鹿 陽子	堤 卓一		渡邊 靖之	
	主事 菅野 翔太	篠田 健太郎	※内部異動	副主幹 丸山 徳崇	工務課から換地課
	技師 今井 夏海	宮川 雅一			
		平川 啓			

※ 転出した職員一同より、地権者の皆様には事業に御協力いただき、厚くお礼申しあげますとともに、新たな職員につきましては今までと同様に、よろしくお願いいたします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

2. 建築行為等を行う場合は御相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間（換地処分の公告の日まで）事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、申請（土地区画整理法第76条申請）の事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更（切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等）
- ③移転が容易でない物件（重量が5 t 超）の設置またはたい積

なお、事前相談の後、申請書をお渡ししますので、必要事項を御記入の上、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。